

No.	質問事項	回答
1	移動可能で固着性のないトレーラーハウスやコンテナハウスは建物となりますか。	建物とはみなしません。
2	貸付期間:事業用定期借地権設定契約の更新は無いものと思いますが、市有地賃貸借契約は、更新があるのでしょうか。	事業用定期借地権設定契約には更新がありませんが、市有地賃貸借契約につきましては、提案及び基本協定の範囲内において更新が可能です。
3	市有地賃貸借契約と事業用借地権設定契約を期間中に切り替えることを前提とした事業の策定は認められますか。	協定期間中において、市有地賃貸借契約と事業用借地権設定契約の切り替えを前提とした事業提案は可能です。
4	賃貸借時期について:工事等の着手時期が開始となりますか。	賃貸借開始時期については、原則として選定事業者による工事等の着手時期としますが、提案されたスケジュール等を踏まえ、協定により定めるものとします。
5	法人税、消費税及地方消費税の納税証明書は「その1」でしょうか。それとも「その3」でしょうか。法人事業税の納税証明書は「納付すべき税額・納付済額・未納税額に関する証明」でしょうか。それとも、「その他の証明」でしょうか。	ご提出いただく納税証明書は、法人税、消費税及び地方消費税いずれも「その1」を、また法人事業税については「納付すべき税額・納付済額・未納税額に関する証明」をお願いいたします。
6	浜松サービスエリア隣接のコネクタエリア浜松では浜松サービスエリアへの歩行者動線が確保されており、利便性が高いと思われませんが、同様に当該地と静岡サービスエリアをつなぐ歩行者動線を設計し、利便性を高めるような計画はありますでしょうか。	コネクタエリア浜松については、隣接する浜松サービスエリアまで安全な歩行者動線が確保されており、利便性が高いと認識しています(トイレまでは徒歩約2分)。 一方、当該地では、静岡サービスエリアまでの市道を通る歩行者動線は、安全性などにおいて改善の余地があると考えています(トイレまでは徒歩約3分)。 なお、静岡サービスエリア内の歩行者動線については、中日本高速道路株式会社との協議が可能であると考えております。
7	リスク負担の考え方について 当該地が砂防区域に位置し、斜面の一部は30度を超えることから、裏山からの土砂崩れ等による自然災害(不可抗力)で、施設や敷地が損壊・汚損した場合、その復旧、除去、安全対策費用等は原則として事業者負担と考えるべきでしょうか。 また、「市と事業者の間で協議するものとします」と記載がありますが、市が費用支援または行政措置を行う可能性の判断基準があれば、ご教示いただけますと幸いです。	当該地における自然災害(不可抗力)により、施設や敷地が損壊・汚損した場合の復旧、除去、安全対策等にかかる費用につきましては、基本的には事業者様にご負担いただくことを想定しております。 ただし、想定を大きく上回る被害が生じた場合は、個別の状況に応じて協議・検討させていただくことがございます。